

令和6年度 配偶者等からの暴力をなくす啓発について

【目 的】

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とする。特に、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

【実施時期】

令和6年11月12日（火）～25日（月）までの2週間

＊内閣府が主唱する、女性に対する暴力をなくす運動期間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

【実施事業】

●啓発物品（京都府から配布のウェットティッシュ）の配布について

・街頭啓発（啓発物品の配布）

実施時期：令和6年11月14日（木）16：30～

配布場所：スーパーマツモト 新そのべ店・八木店

参加団体：南丹市女性ネットワーク会議

・施設窓口への啓発物品の配架

人権政策課、所管施設及び各支所、庁舎窓口へ配架

●ライトアップ事業（パープルリボンキャンペーン）

実施時期：令和6年11月12日（火）～25日（月） 日没～21時

実施場所：京都府立園部高等学校正門

●パープルリボンツリー

実施期間：11月12日（火）～24日（日）

配置場所：南丹市立中央図書館

趣 旨：設置のツリーへ、当該事業の賛同の意思表示に代えてパープルリボンを装飾いただく市民参加型の取組

●女性相談

毎月第2・第4水曜日 13時～・14時～

南丹市役所

【広報】

広報南丹・市ホームページ・SNS等への掲載